# おだわら市民交流センター条例等の一部改正の素案について

#### 1 改正の背景

おだわら市民交流センター (愛称: UMECO) には、予約利用できる施設として、会議室 9室と活動エリア 12 ブロックが設置されています。会議室は誰でも予約できる有料の個室で、活動エリアはUMECO登録団体が予約できる無料のオープンスペースです。

令和元年度において、会議室の稼働率は約 65%と高いのに対し、活動エリアの稼働率は約 22%と低い状況です。また、「会議室の予約が取れないので増やしてほしい」といったご意見も寄せられています。

こうした状況を踏まえ、施設の有効活用を目的として、活動エリアの一部を会議室に変更することとし、これに関し必要な事項を定めるため、おだわら市民交流センター条例及びおだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正するものです。

#### [参考] 会議室と活動エリアの利用定員 (現状)

区分	名称	利用定員	
会議室 (有料・個室)	会議室1~9	12~36 人	
活動エリア	活動エリアA1~A3	各 12 人	
(無料・オープン)	活動エリアB1~D3	各 8人	

#### [参考] 会議室と活動エリアの年度別稼働率 (平成 27~令和 2 年度)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
会議室	36. 83%	61.04%	65. 22%	65. 92%	64. 78%	40.77%
活動エリア	16. 33%	21.67%	23. 59%	25.69%	21.94%	16.92%

※平成27年度は開設当初であること(平成27年11月開設)、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、稼働率が低いと考えられます。

### 2 施設の変更案の概要



(2) 会議室における変更点

新たに次の会議室を設置し、全11室とします。

会議室名	面積	利用定員
会議室10	$22\mathrm{m}^2$	12人
会議室11	$44\mathrm{m}^2$	24人

(3) 活動エリアにおける変更点

全 12 ブロックのうち 3 ブロック(A 1  $\sim$  A 3)を廃止し、9 ブロックとします。 机の配置やブロック名等を変更する可能性があります。

### 3 改正案の概要

- (1) おだわら市民交流センター条例の一部改正 別表第1の会議室の区分に「会議室10」及び「会議室11」を追加します。
- (2) おだわら市民交流センター条例施行規則の一部改正 「会議室 10」及び「会議室 11」の使用許可の申請期間は、使用しようとする日の属す る月の6月前の月の初日から当該使用しようとする日までの期間とします。

# 4 施行年月日(予定)

令和4年4月1日